

## 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格取得・更新のための 一次救命処置資格承認基準

### 1. はじめに

スポーツ現場において最も身近にプレーヤーをサポートするアスレティックトレーナーは、いつ何時一次救命処置(Basic Life Support;以下「BLS」という。)を必要とする状況に遭遇するかもしれない。

しかしながら、一度体得した救命処置技術であってもいざとなったときに的確に処置することができなければ、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー(以下「JSPO-AT」という。)としての資質が問われることになる。

そこで、JSPO-AT として心肺蘇生法および自動体外式除細動器(以下「AED」という。)に関する講習を継続的に受講し、緊急時に必要な最新の正しい救命処置の知識と技術を身につけることが大切であることから、JSPO-AT 資格取得時および更新時に、BLS 資格の保持を義務付ける。

### 2. 条件

以下の条件を全て満たす講習会を対象とする。

- (1) 最新の国際ガイドラインに準じた成人向けの講習会である。
  - (2) 心肺蘇生法および AED に関する実技の実習が含まれている。
  - (3) 心肺蘇生法および AED に関する実技評価の結果により、有効期限または再受講の目安が記載された修了証または認定証が発行される講習会である。
  - (4) 原則として、以下の団体等が主催する講習会である。
    - (ア) 日本赤十字社
    - (イ) 日本救急蘇生普及協会
    - (ウ) 国際救命救急協会
    - (エ) 日本ライフセービング協会
    - (オ) Medics First Aid (MFA) JAPAN
    - (カ) マスター・ワークス
    - (キ) 消防署・消防庁
    - (ク) 日本 ACLS 協会
    - (ケ) 日本サッカー協会
    - (コ) American Academy of Orthopedic Surgeons
    - (サ) American Heart Association
    - (シ) American Red Cross
    - (ス) American Safety and Health Institute
    - (セ) Canadian Red Cross
    - (ソ) その他、日本スポーツ協会が認める団体
- ※(コ)～(ス)はアメリカ、(セ)はカナダの組織

### 3. 附則

- (1) 平成 24 年 6 月 6 日制定
- (2) JSPO-AT は、平成 28 年 3 月 31 日までに BLS 資格を取得しなければならない。また、有効期限が過ぎる際は、必ず更新しておかなければならない。

- (3) 平成 27 年 6 月 1 日改定
- (4) 平成 27 年 11 月 8 日改定
- (5) 平成 29 年 6 月 8 日改定
- (6) 平成 30 年 4 月 1 日改定
- (7) 令和 8 年 4 月 1 日改定
- (8) この基準は、アスレティックトレーナー教育制度検討委員会により、変更することができる。